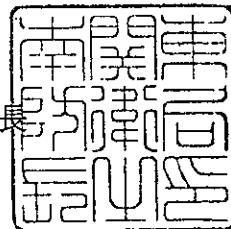




南防企地第 24 号
令和 2 年 2 月 17 日

横浜市長 殿

南関東防衛局長



池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等建設
の取り止めに際して（回答）

平素より防衛施設の円滑かつ安定的な使用に御理解と御協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

貴文書（令和元年 8 月 21 日）により御要請のありました標記について、下記
のとおり回答いたします。

記

1について

現時点において、米側から池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における
施設整備の要望はありませんが、今後、米側から当該土地の利用に関する要望が
あった場合には、その時点での必要性や当該土地の使用状況等を踏まえ、米側と
協議してまいります。

2について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分については、早期返還
に向け、引き続き米側に働きかけてまいります。

3について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における一部土地の広域避難場所
としての使用については、米側から一定の条件の下で承認するとの回答があつた
ところですが、使用に係る具体的な方法等については、貴市から具体的な御要望
を伺いながら、今後、米側と調整してまいります。

4について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分の返還に係る米側との
協議の内容については、米側との関係もあり、お答えすることは差し控えますが、
お伝えできる内容があれば、速やかに貴市に情報提供いたします。